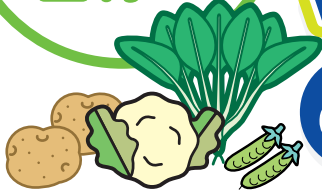


平成18年5月29日から
残留農薬基準が大きく変わります!!

お願い

農薬を
使用される
皆様へ



新たな残留農薬基準 と 農薬飛散低減対策

食品衛生法では作物と農薬の組み合わせごとに残留農薬基準を定め、基準を超えて農薬が残留した作物の流通を禁止しています。この残留農薬基準が、平成18年5月29日から新たに**ポジティブリスト制度**に変わります。

1 ポジティブリスト制度とは?

これまでは、一部の農薬と作物の組み合わせにのみ残留農薬基準が設定されていましたが、ポジティブリスト制度ではすべての組み合わせに残留農薬基準が設定されます。

特に、農薬取締法で使用が認められていない組み合わせの多くは、0.01ppm(mg/kg)という大変厳しい基準が設定されます。

ポジティブリスト制度の具体的イメージ(例)

●現在の残留農薬基準

(単位:ppm)

農作物	農薬	農薬A	農薬B	農薬C
米		1.0	5.0	
小麦		1.0		
キャベツ		0.5	2.0	
こまつな		0.5		
○○○				
△△△				



5月29日
から

●ポジティブリスト制度の残留農薬基準(単位:ppm)

農作物	農薬	農薬A	農薬B	農薬C
米		1.0	5.0	2.0
小麦		1.0	5.0	0.01
キャベツ		0.5	2.0	0.01
こまつな		0.5	1.0	0.01
○○○		0.01	0.01	0.01
△△△		0.01	0.01	0.01

注1) 空欄は残留基準がないため、流通は規制されない

注2) ■:現在の残留農薬基準

注3) ■:暫定基準(国際的な基準等を参考に暫定的に設定された基準)

注4) ■:一律基準(現段階で、残留基準及び暫定基準が設定できないものについては、一律に0.01ppmを基準とする)

農薬飛散にご注意を!

目的とする作物のみならず、その周辺で栽培されている作物についても、基準を超えて農薬が残留することがないように、農薬飛散についてはこれまで以上に注意を払う必要があります。

飛散した農薬が原因であっても残留農薬基準を超えれば
食品衛生法違反となり、当該作物の流通は禁止されます。

2

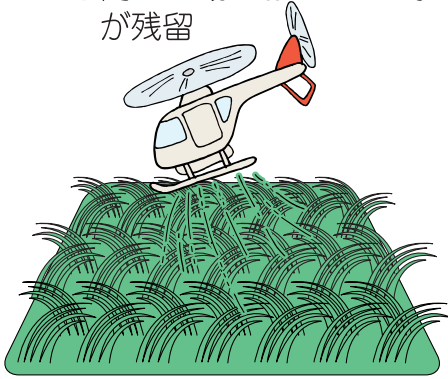
ポジティブリスト制度で懸念される残留農薬問題

次のようなときに残留農薬基準を超過するおそれがあります。

1

農薬飛散による近接作物への農薬残留

- ヘリコプター防除、スピードスプレーヤ防除及び街路樹防除などで、農薬が飛散し、近接作物に農薬が残留
- 同一ほ場において、目的とする作物に散布した農薬が飛散し、隣の畦の他の作物に農薬が残留



●ヘリコプター防除



●スピードスプレーヤ防除



●街路樹防除

2

残液による農薬残留

- 散布機のタンクあるいはホース等に残っていた前回の農薬がそのまま散布され、別の作物に農薬が残留

3

農業用排水を介した農薬残留

- 水田で使用された農薬が農業用排水路へ流れ込み、その水を他の作物に灌水したことが原因で農薬が残留

3

農薬飛散の実態

農薬飛散は風により大きく影響を受けます。地上散布においては、スピードスプレーヤ、ブームスプレーヤ、パイプダスタ、手散布の順で飛散量が多く、スピードスプレーヤは風下方向では、50m以上離れたところまで飛散するとも言われています。一方、飛散した農薬は散布後日数を経過するにつれて減少します。

●風下に作付された作物からの農薬の検出事例

散布方法	近接作物	農薬散布後の経過日数	ほ場からの距離別の作物残留農薬濃度 (ppm)				
			2m	5m	10m	20m	50m
スピードスプレーヤ	こまつな	散布直後			0.79	0.04	<0.01
		1日後			0.74	0.03	
		3日後			0.70	0.03	
ブームスプレーヤ	ほうれんそう	散布直後	0.31	0.19	0.13		
		1日後	0.16	0.10	0.04		
		2日後	0.04	0.02	0.01		

出典：地上防除ドリフト対策マニュアル(社)日本植物防疫協会発行

4

近接作物（種類別）の農薬残留の可能性

農薬飛散による近接作物の残留農薬の可能性は、作物の種類、形態及び分析部分等によって異なります。収穫間際に一定量の農薬飛散を受けた場合は、軽量の葉菜類が最も可能性が大きく、地下部を食べるイモ類などは最も可能性が小さいとされています。

しかしながら、農薬飛散による近接作物の農薬残留は、散布方法、農薬の種類及び立地条件等によっても大きく異なることから、一般的に農薬残留の可能性が低い場合であっても十分に注意しましょう。

農薬残留の可能性

可能性の大小



可能性の大小	作物の種類や形態 (分析する部分)	代表的な作物
大	軽量・小型の葉菜類 (茎葉)	こまつな、チンゲンサイ、みずな、しゅんぎく、サラダ菜、リーフレタス、かきちしゃ、葉ねぎ類、ハーブ類(しそ・バジル・パセリ等)
	花蕾を食べる小型の野菜 (花蕾)	なばな類
	根菜類の葉 (茎葉)	だいこんの葉、かぶの葉
	莢ごと食べる豆類 (豆を含むさや)	さやえんどう、さやいんげん、えだまめ
	小型の果実 (種を除いた果実)	うめ、すもも、あんず
	軽量の果菜類 (果実)	ピーマン、ししとう
	果菜類 (果実)	なす、トマト、きゅうり、かぼちゃ(小型)
	重量のある葉菜類(非結球大型葉菜類) (茎葉)	からしな、たかな、のざわな
	重量のある葉菜類(結球葉菜類) (茎葉)	レタス、はくさい、キャベツ
	花蕾を食べる野菜 (茎葉・花蕾)	ブロッコリー、カリフラワー
	果実(皮を剥かないで分析するもの) (果実)	小粒かんきつ(すだち・かぼす等)、大粒かんきつ(伊予柑・不知火等)、ネクタリン、小粒ぶどう、大粒ぶどう、なし、りんご、かき
	果実(皮を剥いて分析するもの) (皮を除いた果実)	温州みかん、もも、キウイ、すいか、メロン
	外皮・さやを取り除いて食べる作物 (外皮・さやを除いた種子)	未成熟とうもろこし(スイートコーン)、未成熟そらめめ
	穀類 (玄米・玄麦・乾燥種子)	稲、麦類(小麦・大麦)、豆類(だいず、いんげんの乾燥子実)
小	食べる部分が地下部にある作物 (根茎・鱗茎・根部・いも)	根菜類(しょうが)、鱗茎類(たまねぎ・らっきょう)、根菜類の根部(だいこん・かぶ)、いも類(ばれいしょ・さつまいも)

5

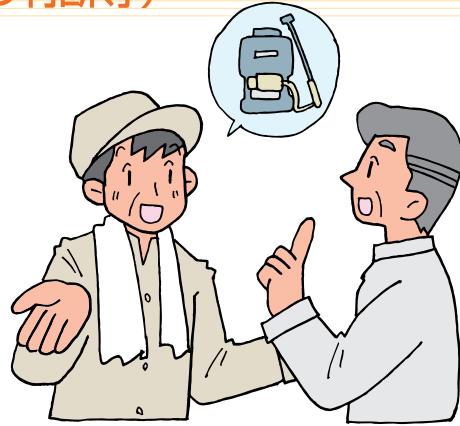
農薬飛散低減対策

農薬の飛散を完全に防ぐことは困難です。近接作物に基準を超えて農薬が残留しないことを目標に、対策の必要性を判断し、適切な農薬飛散低減対策を組み合わせ実践しましょう。

1

農薬散布前の準備(対策の必要性の判断等)

- 周辺に注意すべき作物や対象物がなにか確認しましょう。
- 近接作物の種類や収穫時期を確認しましょう。
- 散布する農薬の近接作物への登録状況及び残留基準を確認しましょう。
- 事前に農薬散布の連絡するなど、近接作物栽培者と連携を取りましょう。



農薬登録に関するインターネット情報

農薬検査所ホームページ(農薬登録情報) <http://www.acis.go.jp/searchF/vtllm000.html>
全農アピネス(アピネス/アグリインフォ) <http://www.agri.zennoh.or.jp/APPINES/>

残留農薬基準に関するインターネット情報

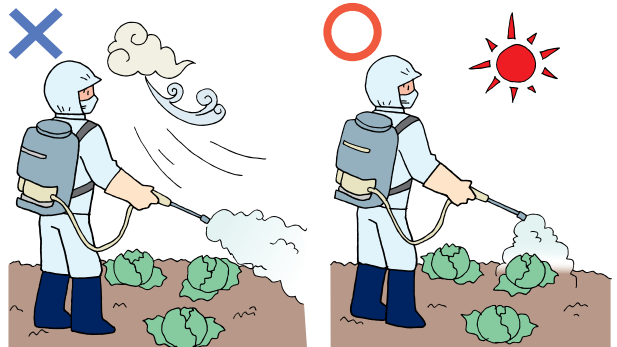
財団法人日本食品化学研究振興財団 <http://www.ffcr.or.jp/>
全農アピネス(アピネス/アグリインフォ) <http://www.agri.zennoh.or.jp/APPINES/>
フジテレビ商品研究所残留農薬データベース <http://www.fcg-r.co.jp/pesticide/index.htm>

2

基本技術

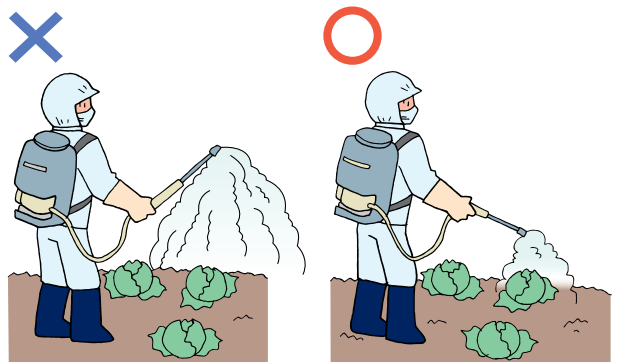
● 風の弱い時に風向きに注意して散布しましょう

- 農薬飛散の最大の要因は風です。風の弱い時に風向きに注意し農薬散布しましょう。
- 散布中に風速や風向が変化し、農薬飛散が心配される場合は、思い切って散布を中断することも必要です。



● 散布の方向や位置に注意して散布しましょう

- 作物だけに正確に農薬散布するには、できるだけ作物の近くから散布することです。
- ほ場の端では外側から内側に向かって、また草丈の高い作物は、水平及び斜上方向の農薬飛散に注意し農薬散布しましょう。

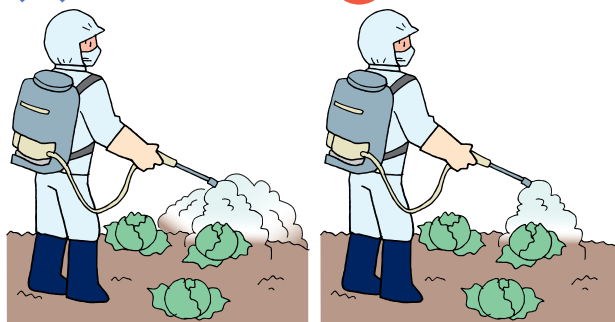


●適切なノズルを用いて適切な圧力で散布しましょう

- 散布圧力を高くすると、噴霧粒子が細くなり農薬飛散しやすくなります。
- 散布機に適したノズルを使用するとともに、適切な圧力で散布しましょう。

✕ 高圧力

○ 適切な圧力



●適正な散布量で散布しましょう

- 同じ散布機を用いた場合、散布量が多いほど農薬飛散量も多くなります。
- 散布した農薬が作物から滴り落ち始める程度が適正な散布量です。

✕ 滴

○



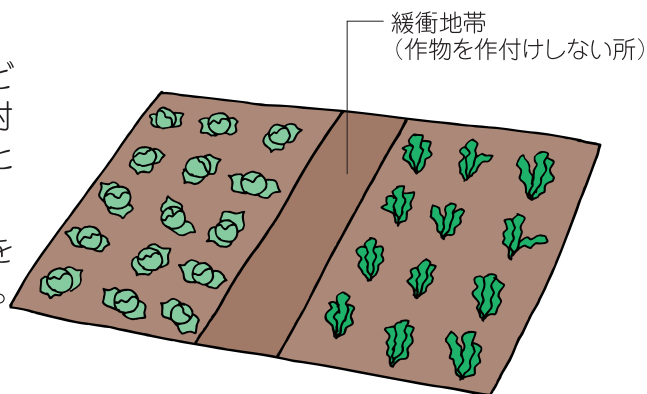
●タンクやホースの洗浄をしっかり行いましょう

- 前回散布後のタンクやホースの残液も残留農薬問題の原因となることがあります。
- 散布終了後は、必ずタンクやホース内の残液を抜き取り、3回以上洗浄しましょう。

3 補完的対策

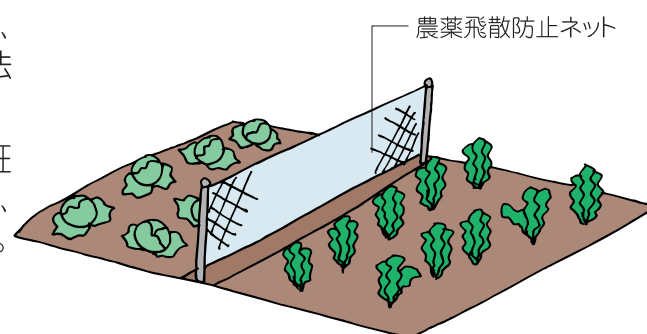
●緩衝地帯を設けましょう

- 近接作物との境界が歩けないほど接近している場合は、どのような対策を講じても農薬飛散を防ぐことはできません。
- 近接作物の種類等に応じ、作物を作付しない緩衝地帯を設けましょう。



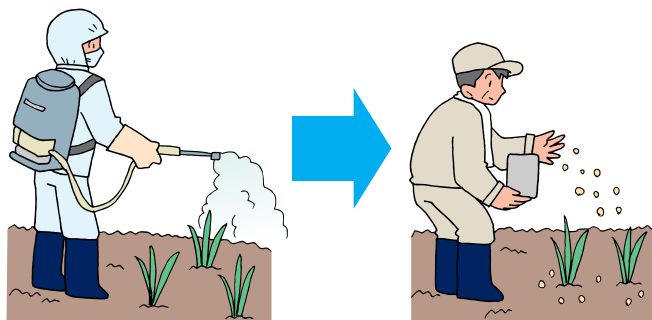
●遮蔽物を設けましょう

- 緩衝地帯が十分に取れない場合は、遮蔽物で農薬飛散を低減する方法があります。
- 遮蔽物としては、草丈が高く生育旺盛な牧草(ソルゴーなど)や、生け垣、飛散防止ネットなどが上げられます。



●問題を生じにくい農薬を利用しましょう

- 少しでも農薬飛散の危険性をなくすためには、使用農薬の一部を飛散の心配のない粒剤に切り替えることも有効です。
- 近接作物の残留基準を調べ、可能であれば基準の高い農薬を選ぶ方法もあります。



●液剤散布

●粒剤施用

4 積極的な対策

大型散布機は、基本技術及び補完対策だけでは十分に農薬飛散を低減できません。農薬飛散低減ノズルの利用など、積極的な対策を講じましょう。

6 地域で連携した農薬飛散低減対策

各種生産組合が連携して、農薬飛散低減対策について話し合いましょう。

例・稲作部会とほうれんそう部会の連携

【問題点】水稲ヘリコプター防除によるほうれんそうへの農薬飛散

- 両部会間で農薬飛散低減対策について検討
 - ヘリコプター防除の実施場所及び日時の周知徹底
 - 緩衝地帯（農薬散布を行わない水田）の設置
 - ヘリコプター防除回数の削減（一部粒剤へ切り替え）

7 農薬使用履歴の記帳

近接作物栽培者とのトラブルを防ぐ上でも、農薬使用履歴を記帳し保管しましょう。

農薬飛散低減対策は、近接作物栽培者と連携を図るとともに、状況に応じて、各種技術をいくつか組み合わせて取り組みましょう。

農薬の販売及び使用に関する問い合わせ先

- 岐阜県農政部農業技術課 ☎058-272-1111(代)
- 岐阜県病虫害防除所 ☎058-239-3161
 - 中濃支所 ☎0574-25-3111(代)
 - 東濃支所 ☎0573-26-1111(代)
 - 飛騨支所 ☎0577-33-1111(代)
- 最寄りの県総合庁舎内にある農業改良普及センター

残留農薬基準に関する問い合わせ先

- 岐阜県健康福祉環境部生活衛生課 ☎058-272-1111(代)

